

令和4年

行方市農業委員会

# 第1回総会会議録

(令和4年1月25日)

令和4年1月25日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第4号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第5号	現況証明願について
議案第6号	農地パトロール（許可後の実施状況）について
議案第7号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第8号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第1号	農地パトロール（利用状況調査）結果報告について
報告第2号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第4号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

## 3 本日の欠席委員

なし

## 4 議事内容

事務局

（開会宣言） 午後 3時00分

（会長挨拶）

事務局

それでは、まだ定刻前ではございますが、皆様方おそろいでございますので、早速始めさせていただきます。

本日は、今年最初の総会ということで、皆様本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより令和4年行方市農業委員会第1回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶。

会 長	<p>高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>それでは、新年のご挨拶を申し上げます。</p> <p>改めまして、令和4年、新年明けましておめでとうございます。本年も昨年同様よろしく願いをいたしたいと思います。</p> <p>大寒も過ぎまして、寒さも増しております。オミクロン株の感染も倍々に増えておりまして、第6派の感染拡大が懸念されるところであります。また、まん延防止の発令もされるそうですので、委員の皆様には、体調に気をつけ、お過ごしいただきたいと思います。</p> <p>本日は、総会前に農地・農政部会各部会が開催され、慎重な審議、ご苦労さまでございました。</p> <p>それでは、第1回の行方市農業委員会総会、初めてペーパーレスで行う総会でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で挨拶に代えます。よろしくお願い致します。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>(経過報告)</p> <p>それでは、続きまして日程第3、経過報告。</p> <p>別紙、1月行事経過報告により説明いたします。</p> <p>1月18日、市町村会におきまして、常設審議委員会、こちらが開催されました。清水委員に出席をしていただきまして、諮問案件の審査を行いました。</p> <p>1月25日、本日でございます。農地部会並びに農政部会を開催いたしました。農地部会につきましては、農地パトロール（転用許可後の実施状況について）、農地パトロール（利用状況調査結果について）、農政部会につきましては、令和4年度農業労賃及び平均賃借料の目当てについて、それぞれ協議をしていただきました。本日に続きまして、本日第1回の総会ということになっております。</p>
事 務 局	<p>(議長の選出)</p> <p>それでは、日程第4に入ります。</p> <p>議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(資格審査報告)</p> <p>それでは、議事日程のほうに入りたいと思います。</p> <p>資格審査報告。ただいまの出席委員数は19名ですので、定数に達しており、したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。</p>
議 長	<p>(会期の決定)</p> <p>会期について。本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
全 員	<p>異議なし。（全員一致）</p>

議	長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(議事録署名人の選出)
議	長	次に、議事録署名人を議長において次のように指名いたします。 11番風間啓次委員 12番根本正義委員。
		(書記の選出)
議	長	総会書記として、事務局、寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。
		(議案の審議)
議	長	それでは、審議に入ります。
		(議案第1号)
議	長	議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	局
		議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
4	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 4番茂木です。第1項の調査報告をします。 調査には、横瀬委員のご協力を得て調査をまいりました。 受人は、行方市中根在住の78歳の農業男性です。ネギ、レンコン、200アールを栽培しています。渡人は、行方市麻生在住の建設業の63歳の女性の方です。申請事由は、農地の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地は、隣接しており、自宅から3分です。農業従事日数も十分で、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番茂木です。第2項の調査報告をします。同市中根在住する農業71歳の男性です。米、サツマイモ等260アールを栽培しています。渡人は、行方市麻生在住の建設業の63歳の女性の方です。申請事由は、農地の規模拡大と経営の安定を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地は、隣接しており、自宅より3分です。農業従事日数も十分で、農機具もそろっており、許可相当と調査してまいりました。

議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
全議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、郡司です。第3項の調査報告をいたします。 この案件については、鈴木推進委員の協力をいただきました。 譲受人は、73歳で行方市井上に在住し、農業の方です。水稻、露地野菜など330アールほど営農しております。譲渡人は、100歳で稲敷市に在住し、無職の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大で、区分は、売買による所有権移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題ないということでごございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
全議	長	異議なしと認め、第3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第4項の報告をします。 この案件は、風間、内藤両委員、関口、石田両推進委員さんと調査してきました。 譲受人は、鹿嶋市建設業兼太陽光発電事業の法人代表の男性です。譲渡人は、市内捻木在住、86歳、農業の男性です。平成31年1月よりソーラーシェアリング事業で行ってきましたが、3年が過ぎ、契約の延長をするもので、区分は、地上権の設定で申請されたものです。ソーラーの下にはサカキも耕作されており、許可相当と調査してきました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
全議	長	異議なしと認め、第4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、本澤です。第5項の調査結果について、ご報告をいたします。 なお、この案件につきましては、清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、鹿嶋市在住、建設業太陽光発電事業を営む法人の男性です。譲渡人は、市内小貫在住、農業の70歳の女性です。申請理由は、小貫地内の田2,490平米のうちの1,244平米に太陽光発電の設備を設置するために区分としての地上権を設定です。調査の結果、何の問題もないものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

（議案第2号）

議 長 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する（別紙議案書のとおり）。

議 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

1 3 番 13番、小沼です。1項の調査報告をします。

この調査には、小幡・麻生地区4人で調査をしまいりました。この案件は、7月に審査されて、建築場所の変更にされ、12月に取り下げたものです。

申請人は、行方市富田、60歳のパートの女性の方。申請理由は、自己用住宅。現在住んでいる家が手狭になったことで、同居している母が高齢で、将来介護が必要となることで家を新築したいことです。場所は、富田吉崎モータース近くであります。事業計画書、見積書、関係書類も整っており、許可相当と調査をしまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いします。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

（議案第3号）

議 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。

この案件には、高塚会長に同行してもらいました。

譲受人は、行方市玉造甲に住む34歳の会社員の男性です。譲渡人は、同市玉造甲に住む54歳の会社員の男性です。受人は、玉造小・中学校が近くにあり、立地条件もよいため、自己用住宅を建てたいようです。区分は、売買による所有権移転でございます。場所は、玉造ベイシアから東へ300メートルぐらい向かったところ

		で、必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議、よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類等も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項、3項、4項、5項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、茂木です。第2項から第5項までは関連がございますので、一括調査報告をいたします。 調査には、小沼委員のご協力を得て調査してまいりました。 借受人は、行方市繁昌在住の建材業の男性の方です。第2項の貸人は、行方市麻生在住の86歳の農業の男性です。第3項の貸人は、潮来市在住の56歳の農業の女性の方です。第4項の貸人は、行方市麻生在住の63歳の無職の男性です。第5項の貸人は、行方市麻生在住の96歳の農業の男性です。土地は、麻生庁舎より北西1キロに位置しております。申請事由は、砂利採取による搬出入路として一時転用で申請されたもので、期間については、許可日から3年間です。区分については、使用賃借になります。周囲状況、隣地農地などについても特に支障もないと思われ、砂利採取後に土地境界杭の再設を行い、農地に復元して土地所有者に変換することの契約書も添付されており、関係書類等も整っており、2項、3項、4項、5項とも、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、関係書類も整っており何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項、4項、5項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、6項、7項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
1	1番	11番、風間です。6項、7項は関連がありますので、同時に、一括報告いたします。 この調査は、根崎、内藤委員さん、推進委員の関口、石田委員さんとともに調査してまいりました。 6項、7項の譲受人は、市内玉造甲地区在住、55歳、自動車販売修理業を営む男性です。譲渡人は、6項が市内芹沢地区在住、66歳、会社員の男性です。7項は3人で、1人が96歳の女性です。もう一人は72歳の女性、あと一人は79歳の男性で、同じ玉造甲地区在住です。申請事由は、事業の拡大から、駐車スペースが手狭になり、作業場の前にも駐車する状態となっているので、駐車スペースを確保するため、作業場に隣接している土地を転用目的で売買による所有権移転したいそ

議	長	うです。場所は、吉田真下工業の南隣です。調査の結果、必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
全	員	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
議	長	異議なし。（全員一致）
1	5	異議なしと認め、6項、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	15番、郡司です。第8項の調査報告をいたします。
		調査については、高塚会長、古渡委員に現地確認調査の協力をお願いいたしました。
		譲受人は、市内手賀在住の法人役員の50代の女性の方です。譲渡人は、市内手賀在住、会社員の60代の女性です。申請事由は、資材置場兼駐車場で、区分は、売買による所有権移転になります。譲受人が役員を務める法人の事業拡大に伴い、従業員も増え、車両も増え、駐車場が手狭となり、近くで探していたところ、道路を挟み農地が見つかり、譲り受けることになったそうです。場所は、県道山田玉造線、玉造小学校付近になります。事業計画書、残高証明書、土地改良区の意見書、隣地地権者の同意書など書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	1	11番、風間です。9項の調査報告をします。
		今回の調査は、根崎、内藤委員さん、推進委員の関口、石田委員さんと調査してまいりました。
		譲受人は、機械技術事業を営む水戸市在住の男性です。譲渡人は、市内玉造甲地区在住、61歳、公務員の男性です。申請事由は、違反転用の是正で、平成20年ごろに資材置場兼駐車場として使用していたそうです。今後このようなことが一切ないことを約束するとのこと。区分は賃貸借の設定です。場所は、上山セブンイレブンより西に100メートルほど行ったところ。必要な書類も添付され、許可相当と調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項、11項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より



		調査の報告を求めます。
1	3	番
		13番、小沼です。10項、11項は関連があるので、一括で調査報告します。この案件は、10月に農審除外されたものです。この調査には、小幡・麻生地区4人で調査をしまりました。
		10項、11項の譲受人は、行方市麻生、資材販売法人の49歳の男性の方。10項の譲渡人は、行方市南、自営業、52歳の男性の方。申請理由は、進入路。11項の譲渡人は、行方市行方、無職、88歳の男性の方です。申請理由は、資材置場兼駐車場です。10項、11項とも、区分は売買による所有権移転です。場所は、関東穀粉近くになります。隣接所有者の同意書と関係書類も整っており、許可相当と調査をしまりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。
議	長	関係書類も整っており許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございせんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8	番
		18番、根崎です。第12項の報告をします。この案件も、風間、内藤両委員、関口、石田両推進委員さんと調査してきました。受人は、鹿嶋市の建設業兼太陽光発電事業の法人代表の男性です。渡人は、市内捻木在住、86歳の農業の男性です。第3条の4項で報告したものと同様に、平成31年1月よりソーラーシェアリング事業を行ってりましたが、3年の延長で申請されたものです。1,700平方メートルのうち8,25平方メートルの支柱部分を賃貸借で転用するものです。問題なく許可相当と調査してきました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございせんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	番
		10番、本澤です。13項の調査結果につきましてご報告を申し上げます。この案件につきましても、清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をしまりました。
		譲受人は、鹿嶋市在住、建設会社及び太陽光発電事業を営む法人の代表の男性です。譲渡人は、市内小貫在住、70歳の農業の女性です。申請事由は、小貫地内の田2,049平米のうちの9.6平米を営農型太陽光発電設備のパネルのため、ベース部分の一時転用で、区分としては賃貸借権の設定であります。場所としましては、泉北信号の北東800メートルぐらいのところですが、必要な関係書類も添付されているのですが、パネルの下部469平米以外に491平米の空き農地がございします。その農地を今後有効活用するよう特記事項に記載し、意見書を添えての許可

		と考えておりますが、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、ただいまもう一通り特記事項をつけるということでございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第4号)
議	長	次に、議案第4号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第4号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。
議	長	それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。
1	番	1番、矢幡です。第1項の調査報告をいたします。 この調査は、箕輪推進委員さんに協力をしていただきました。 申請人は、市内於下在住の70歳男性で、奥さんと、主として水稻を栽培しています。申請人は、農業経営の安定を図るため、耕作規模を拡大するために購買に参加したいとのことです。購買の対象となる田は麻生西部土地改良区域内にあり、申請人の自宅から1キロメートルほどの距離にあり、農作業従事日数、農機具の保有内容から見ても、買受適格証明書を発行することに問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。 追ってお諮りいたします。1項について本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可することにご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、許可をすることに決定いたします。
		(議案第5号)
議	長	議案第5号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第5号 現況証明願について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。

2	番	<p>2番、谷田川です。1項の調査報告をいたします。</p> <p>この案件は、麻生、太田の委員2名、推進委員2名で調査してまいりました。</p> <p>申請人は、市内根小屋在住の80代の男性の方です。願い出理由は、地目変更登記のため。区分については、非農地証明です。この土地は申請人から借り受け、昭和51年に無許可で住宅を建築し、その後増築建て替えをしながら現在に至っています。建物の評価額証明書も添付されており、証明書発行に問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
6	番	<p>6番、平塚です。2項の調査報告をいたします。</p> <p>この調査には、橋本委員のご協力をいただきました。</p> <p>願い出人は、行方市籠田在住の方です。申請事由は、地目変更登記のためです。当該土地は、行方市籠田で、県道水戸鉾田佐原線の鉾田環状を結ぶ農道の北村コンクリートの南東300メートルに位置します。面積は47平米で、周囲を含め50年以上耕作されておらず、東側を除く3方を含め、竹や篠に覆われており、再生は困難と思われる。必要書類も添付されており、非農地証明を発行するのに何の問題もないと調査してまいりました。委員の皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、非農地証明を発行するのに何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。</p>
議	長	<p>次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	3番	<p>13番、小沼です。3項の調査報告をします。</p> <p>この調査には、麻生、太田地区4人で調査をしてまいりました。</p> <p>申請人は、潮来市、67歳の男性の方です。願い出要旨は、地目変更の登記のため、区分は、非農地証明です。現地を確認しましたが、40年以上前より原野化しており、再生するのも困難な状況です。場所は、麻生スナックポニー西側100メートル付近になります。証明願の発行に何ら問題がないと調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、証明書を発行するのに何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、3項は証明書を交付することといたします。</p>

(議案第6号)

議	長	議案第6号 農地パトロール（許可後の実施状況）についての件を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事	務	局
		議案第6号 農地パトロール（許可後の実施状況）について説明する。 資料ナンバー1をご覧ください。許可後の状況調査のほうは、毎年実施させていただいている農地パトロールでございまして、実施区域は管内全域になります。内容につきましては、令和2年4月から令和3年3月までの転用許可を受けたものでございます。既に工事を完了して完了届の提出がされているものは除いてあります。農地法4条、5条、5条の中でも一時転用あるいは農地改良協議と制限除外、それから過去に営農型太陽光の許可を受けたものを対象としまして、実施時期については、来月の2月2日から4日を予定しております。 班編成につきましては、資料ナンバー1の1ページ目にございますとおり、ご確認ください。農地部会のほうにも協議させていただいて班編成のほうをしておりますが、麻生地区、北浦地区、玉造地区全て2班体制ということで、一覧表をよくご確認ください、集合場所と時間を間違えないようお願いしたいと思います。実際見に行くところにつきましては、3ページ目以降に地区ごとに一覧表になっていますので、ご確認くださいと思います。以上です。
議	長	農地パトロールにつきましては、本日総会前に農地部会を開催し、ご審議をいただいております。ここで根本農地部会長より報告を求めます。
1	2	番
		12番、根本です。総会前に農地部会を開催いたしまして、ただいま事務局より説明がありましたとおり、農地パトロールについて審議いたしました。 今回は、転用許可後の実施状況について確認するためにパトロールを実施いたします。日程及び担当につきましては、別紙に記載のとおりとなりますので、確認のほうよろしくをお願いいたします。コロナ感染が拡大している時期ではありますが、感染対策を講じながら実施してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、原案のとおり実施することに決定をいたします。
		（議案第7号）
議	長	議案第7号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。
事	務	局
		議案第7号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。 別紙、タブレット内の資料ナンバー2をご覧くださいと思います。 茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。

	<p>新規設定33件、102筆、155,834平米。畑が1件、2筆、2,095平米、合計34件、104筆の157,929平米となります。</p> <p>次のページ、農用地利用集積計画一覧表をご覧くださいと思います。</p> <p>設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認をお願いします。以上です。</p>
議 全 議	<p>長 ありがとうございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定をいたします。</p>
	<p>(議案第8号)</p>
議 事 務 局	<p>長 次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p> <p>議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。</p> <p>別紙、タブレット内の資料ナンバー3をご覧くださいと思います。</p> <p>令和3年12月20日付で、行方市長より農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するものとなります。計画案が104筆、157,929平米となります。</p> <p>詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認をいただきたいと思います。</p> <p>なお、議案第7号 農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は、同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用計画配分を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p>
議 全 議	<p>長 ありがとうございます。それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。(全員一致)</p> <p>長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定をいたします。</p>
	<p>(報告第1号)</p>
議 事 務 局	<p>長 次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号 農地パトロール(利用状況調査結果報告)についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。</p> <p>報告第1号 農地パトロール(利用状況調査結果報告)について説明する。</p> <p>別紙資料ナンバー4のほうをご覧くださいと思います。</p> <p>昨年7月と11月に、農用委員、推進委員の皆様にご協力いただきまして実施しました利用状況調査の集計結果になります。</p> <p>1枚目が、麻生地区、北浦地区、玉造地区と、あと行方市全体の集計の結果になり</p>

ます。

めくっていただきまして、次から、まず新規の遊休農地発生の集計表になります。その次が、継続分と新規と合わせた分の全体の集計表になります。そして、新規のA分類につきましては利用意向調査のほうを出ささせていただきまして、その出した対象の人、対象状況ということでつけさせていただきます。

最後に、昨日までの意向調査の結果ということで、出した方の名前とその回答状況を筆ごとに一覧表にしておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ここで、各地区の代表より農地パトロール（利用状況調査）の内容報告をお願いいたします。

5 番 初めに、麻生地区代表で橋本議員より報告を願います  
5番、橋本です。タブレットの資料のナンバー4、それを見ていただきたいと思

います。  
それでは、麻生地区の農地パトロールの結果につきまして報告させていただきます。

麻生地区の農地パトロールは、昨年7月20日から27日、それと11月11日、15日に実施いたしました。分類について、筆数が98筆、面積が92,914平米、AのB分類については、筆数が197、面積が213,671平米です。B分類については、筆数が519、面積が46355平米です。合計814筆、面積が766,940平米です。うち農用地区域内が565筆、面積が518,733平米となります。以上が麻生地区の農地パトロールの結果です。

議 長 ありがとうございます。次に、玉造地区代表で風間農地部会長代理者より報告を願います。

1 1 番 11番、風間です。それでは、玉造地区の農地パトロールの結果につきましてご報告をさせていただきます。

玉造地区の農地パトロールは、7月30日と8月2日、11月17日と18日に実施をいたしました。A-a分類について、筆が128筆、面積が112,525平米です。A-b分類について、筆が284筆、面積が298,933平米です。B分類について、筆が870筆、面積が722,472平米です。合計1,282筆で、面積が1133,930平米です。うち農用地区域内が236筆で、面積が241,763平米となります。以上が玉造地区の農地パトロールの結果となります。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、最後に北浦地区代表で根本農地部会長より報告をお願いいたします。

1 2 番 12番、根本です。委員の皆様におかれましては、7月、11月の大変お忙しい中、農地パトロールを大変ご苦労さまでございました。それでは、北浦地区の農地パトロールの結果につきましてご報告をさせていただきます。

北浦地区の農地パトロールは、7月28日と29日、11月16日と17日に実施いたしました。A-a分類について、97筆、面積が152,320平方メートル

ル。A - b分類について、184筆、面積が255,209平方メートルです。B分類については、469筆、面積は41,553平方メートルです。合計750筆で、面積が818,082平方メートル。うち農用地区域内が230筆で、面積が360,018平方メートルとなります。以上が北浦地区の農地パトロールの結果です。

また、行方市全体といたしましては、A - a分類については、323筆、面積が357,759平方メートルです。A - b分類については、665筆、面積が767,813平方メートルです。B分類については、1,858筆、面積が1593,380平方メートルです。合計2,846筆で、面積が2,718,952平方メートル。うち農用地区域内が1,031筆で、面積が112,514平方メートルとなります。委員の皆様には、お忙しい中、大変ご苦労さまでございました。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま各地区代表委員より報告がございましたが、遊休農地対策は農業委員会として非常に重要な取組の1つとなっておりますので、今後とも委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

(報告第2号) (報告第3号) (報告第4号)

議長 次に、報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第4号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。

事務局 報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する(別紙議案書のとおり)。  
報告第4号 農業委員活動状況について説明する(別紙議案書のとおり)。

議長 報告案件についての審議を求めます。ご異議ございませんか。  
議員 異議なし。(全員一致)  
議長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後 3時55分

議長 これにて本総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。よって、第1回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。